甲告が必要な方

2月14日火から受付開始

県民税と所得税の 申告はお早めに

〇令和4年中に所得(収入) があった方

該当する方は確定申告が必要です。 所得(収入)がある方の内、次に に住民登録があり、令和4年中に 事業所得(営業・農業)、不動 産所得、譲渡所得、一時所得, 雑所得等がある方 令和5年1月1日現在、 . 那須町

- ある方、または2カ所以上から 給与所得者で給与以外の所得が 給与を受けた方
- 給与所得者で年末調整を受けな かった方(中途退職された方等)
- 給与所得者で、年末調整では控 除できない医療費控除や住宅借 入金等特別控除などを受ける方

〇公的年金を受給している方

得金額が20万円以下である場合は、 が400万円以下であり、かつ、 必要ない場合であっても、公的年 ん。ただし、所得税の確定申告が 所得税の確定申告は必要ありませ 公的年金等に係る雑所得以外の所 公的年金等の収入金額の合計額

> く計算されることがあります。 ※申告がない場合、町県民税が高 民税の申告が必要です。 い次の各種控除を受ける方は町県 金の源泉徴収票に記載されていな

- 年金天引き以外で支払った社会 等)がある方 高齢者医療保険料、介護保険料 保険料(国民健康保険税や後期
- 生命保険料や地震保険料を支
- 養親族が障害者手帳をお持ちの方 本人または同一生計配偶者、扶 配偶者や扶養親族の控除をする方
- 所得が48万円以下の方もしくは ひとり親で生計を一にする子の
- 借入金等特別控除をする方など 医療費控除、寄付金控除、

〇所得(収入)が無くても、町 県民税の申告が必要な方

または各支所で随時受け付けてい 所得がない人の申告は、税務課

- 児童手当等の各種手当または給 養者になっている方等 要な方(会社の社会保険の被扶 所得証明書や非課税証明書が必 免除申請をする方 付金を受ける方や、 国民年金の
- 国民健康保険、介護保険、 高齢者医療保険に加入している

健康保険税の軽減措置の適用があ とができません。 りますが、申告がないと受けるこ ※所得が一定額以下の場合、国民

〇申告が必要かどうか分か らない方

票を手元にご用意のうえ、お問 台わせください。 方は、給与や公的年金の源泉徴収 申告が必要かどうか確認したい

甲告に必要なもの

確定申告のお知らせはがき

※税務署から事前に送付を受けた

本人確認書類 書類(運転免許証など) されている住民票)と身元確認 知カード、マイナンバーが記載 カードまたは番号確認書類(通 マイナンバー

業専従者についても、マイナン 添付は必要ありません。 番号確認書類および身元確認書の ※控除対象配偶者や扶養親族、事 ーの記載が必要です。ただし

給与や公的年金等の令和4年分 支払調書(コピー不可) の源泉徴収票や事業所得に伴う

再発行してもらってください。 申告までに給与や年金の支払者に ※源泉徴収票を紛失した場合は ・収支内訳書(営業、農業、不動

産の所得がある方

各種控除証明書(生命保険料 地震保険料、旧長期損害保険 保険料等) 個人年金保険料、 各種社会

障害者手帳または障害者控除対 障害者控除の適用を受ける方 **象者認定書**(本人または家族で

申告者本人の預金通帳(所得税 帳印が必要です) 座振替を申し込む方は通帳と通 の還付を受ける方や、新規に口

その他関係書類(申告の内容に る方) より添付書類がそれぞれ異なり で電子申告用IDを取得してい ーDが確認できる書類(税務署

町で受付ができない申告

ますので、事前にご確認ください

署で申告してください。 次に該当する方は、大田原税務

- 青色申告の方
- 雑損控除のある方
- 増改築やリフォームで住宅借入 金等特別控除の適用を受ける方
- 建物の売却による譲渡所得があ
- 告がある方 先物取引や未公開株の譲渡所得 消費税・贈与税・相続税等の申 がある方

国外における所得がある方